改正後	改正前
（組合又は連合会の子会社の範囲等） **第二十六条**　（略） 2　（略） 3　法第十七条の十四第二項第一号及び第二号に掲げる組合についての同条第一項第二号（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（法第十七条の十四第二項第二号に掲げる組合にあっては、第四号の三から第四号の六までに掲げる業務を除く。）とする。 一～七の二　（略） 七の三　他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換、株式移転若しくは株式交付に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行う業務 八～十五　（略） 4　法第八十七条の二第二項第二号（法第百条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする（組合のために行う場合を含む。）。 一～十三の二　（略） 十三の三　他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換、株式移転若しくは株式交付に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行う業務 十四～二十八　（略）	（組合又は連合会の子会社の範囲等） **第二十六条**　（略） 2　（略） 3　法第十七条の十四第二項第一号及び第二号に掲げる組合についての同条第一項第二号（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（法第十七条の十四第二項第二号に掲げる組合にあっては、第四号の三から第四号の六までに掲げる業務を除く。）とする。 一～七の二　（略） 七の三　他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換若しくは株式移転若しくは株式交付に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行う業務 八～十五　（略） 4　法第八十七条の二第二項第二号（法第百条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする（組合のために行う場合を含む。）。 一～十三の二　（略） 十三の三　他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換若しくは株式移転若しくは株式交付に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行う業務 十四～二十八　（略）

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年大蔵省農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分を加える。

改正後	改正前
附　則 （銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則の準用等） **第三十五条**　次の表の上欄に掲げる銀行法施行規則の規定は、特定承継会社を銀行とみなして、それぞれ同表の下欄に掲げる特定承継会社に係る事項について準用する。	**附　則** （銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則の準用等） **第三十五条**　次の表の上欄に掲げる銀行法施行規則の規定は、特定承継会社を銀行とみなして、それぞれ同表の下欄に掲げる特定承継会社に係る事項について準用する。

（略）	（略）
第七条	取締役又は執行役の兼職の認可の申請等
（略）	（略）
第七条の二	銀行法第七条の二第二項第一号に規定する主務省令で定める者
（略）	（略）
第十七条の五（第一項第二号ハ及びニ並びに第三項を除く。）	子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等
（略）	（略）
第二十七条	銀行法第四十一条第四号の規定による承認の申請
（略）	（略）
第二十七条の二	銀行法第四十四条第三項第一号に規定する主務省令で定める者
（略）	（略）

2　（略）

（略）	（略）
第七条	取締役又は執行役の兼職の認可の申請等
（新設）	
（略）	（略）
第十七条の五（第一項第二号ハ及び第三項を除く。）	子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等
（略）	（略）
第二十七条	銀行法第四十一条第四号の規定による承認の申請
（新設）	
（略）	（略）

2　（略）